

「SafeworkK 向上宣言」の取組をお願いします！

～ すべての業種に対象が拡充されました ～

国連の専門機関(ILO:国際労働機関)でも使われています。

1 「SafeworkK」とは？

「労働災害を防止し、労働者が健康で安全に働くことができる職場環境を実現する」取組を示しています。

宮城労働局では、令和元年から「SafeworkK ゼロ災 MIYAGI」のフレーズとロゴマークを制定し、安全衛生意識の向上を図り、労働災害を防止するための活動に取り組んでいます。



2 「SafeworkK 向上宣言」とは？

経営トップによる決意、労使協議による具体的取組等を「SafeworkK 向上宣言」(注1)として定め、宣言の掲示、自社ホームページへの掲載等を通じて事業場の内外に周知するとともに、事業場の安全衛生自主点検(注2)を実施した後、労働局あて登録を申請すると、労働局のホームページに事業場名、宣言内容等が掲載されるほか、その他の関係する団体(注3)においても登録情報が発信されます。

宣言日 令和3年8月1日

SafeworkK
ゼロ災 MIYAGI

事業場名 労働商事株式会社
代表者職氏名 代表取締役 安全太郎

SafeworkK 向上宣言

当社は、社員と取引先の皆様が健康で安全に働ける職場を目指します。

【基本方針】

- ① 構内では誰もが安全を最優先に行動する。
- ② ムリ・ムダ・ムラに気付いたら責任者に報告する。
- ③ 基本動作を徹底し、特に墜落・転落災害を防止する。
- ④ リスクアセスメントを行い、作業手順書を作成する。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、ハラスメント防止協会宮城県支部

SafeworkK 向上宣言「安全衛生管理自己診断」シート 様式2

必須事項に改善を要する場合は早急に改善してください。

番号	自己診断事項	診断結果 (○・×)	改善月日
1 経営トップとしての取組について			
(1)	安全衛生管理活動が活発に行われていますか。	6 健康管理について ① 法定の健康診断を実施していますか。	必須事項
(2)	安全衛生年間計画(Plan)から、Plan(計画)へつなげられていますか。	② 健康診断に異常の所見が認められた労働者について、医師から意見聴取を行い、必要な措置を実施していますか。(産業医の選任が義務付けられていない事業場は、各地域に設置されている地域産業保健センターが利用できます。)	必須事項
(3)	経営トップとして、安全衛生管理体制について	③ 朝礼時・昼礼時などに労働者の体調(食事の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒等)の確認を行っていますか。	/
2 安全衛生管理体制について			
(1)	安全管理者、衛生管理者(法定の安全管理者(常時10人以上の労働者を除く。))、任命された、その他の職員を行わせていますか。	④ 熱中症予防のための対策(暑さ指数の把握、余裕ある作業計画、設備や服装の改善・工夫、機体空調の充実、労働者の水分・塩分の摂取状況の確認など)を行っていますか。	/
3 危険の「見える化」について			
(1)	機械設備や作業に付随する危険を洗い出していますか。	7 新型コロナウイルス感染症対策について ① テレワーク・時差出勤などを推進していますか。	/
(2)	作業上のリスクの洗い出し	② 体調がすぐれない人が見えないで休めるルールを定め、実行できる労働者をしていますか。	/
(3)	作業マニュアルを付随して、作業マニュアルの作成・見直しを行っていますか。	③ 労働者間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク着用など、密にならない工夫を行っていますか。	/
(4)	洗い出し・検出後(排除・感減)を行っていますか。	④ 手洗い・手指消毒、除エチケット、接触人が触れる箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っていますか。	/
5 安全衛生教育の実施について			
(1)	新入社員研修や研修	8 交通事故について ① 交通安全教育を行っていますか。(厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」の「交通安全教育の現状と防止対策」や交通安全教育啓発書を活用しましょう。)	/
(2)	危険有害業務従事者など一定期間に実施(各災害防止団体など)を作成するなどして、派遣労働者、外国人等に即して再教育	② 施設敷地内の交通事故防止について対策を講じていますか。(安全通路の確保、走行路の併用禁止、危険箇所への標識・ミラーの設置、危険注意マップによる周知などを行います。)	/
(3)	派遣労働者、外国人等に即して再教育	9 高齢者の特性に配慮した職場づくりについて ① 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(厚生労働省ホームページ内「エイジフレンドリーガイドライン」)を参考とした取組を行っていますか。	/

※自己診断の結果、改善が必要な場合には、各団体や労働局の労働基準監督署にご相談ください。

(注1) 【「SafeworkK 向上宣言」の様式による宣言例例】

(注2) 【安全衛生自主点検シート】

(注3) 関係する団体は、次の6団体
中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、(公社)宮城労働基準協会

3 次のような効果が期待されます

❁ 効果その1

事業場として又は経営トップとしての強い意思が事業場全体に浸透し、自社労働者の労働安全衛生に関する意識が高まること

❁ 効果その2

取引先等が取組を知ることにより、労働安全衛生の取組に関する取引先等からの理解・協力が得られやすくなるとともに、取引先等の労働安全衛生の取組の活性化を促すこと

❁ 効果その3

宮城労働局ホームページに取組が掲載されることにより、多くのインターネットユーザーに事業場自体やこの取組が知られることとなり、企業 PR にプラスとなること

❁ 効果その4

ハローワークの求人票に「**SafeworK 向上宣言**」事業場であることを記載でき、安全・健康で安心して働くことができる労働環境を目指していることを広報できること

名刺にロゴマークを印刷する等もできます。

4 「SafeworK 向上宣言」を登録するには？

所定事項を入力した「**SafeworK 向上宣言登録シート**」^(注4)をメールにより送信願います。送信先アドレスは、**kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp** です。

なお、電子メールでの登録申請が困難である場合には、紙の「**SafeworK 向上宣言登録シート**」に所定事項を記載し、最寄りの労働基準監督署あて提出願います。

5 一層安全・健康で安心できる職場とするために

労働安全衛生管理水準を一層高め、魅力ある労働環境とするためには、労働安全衛生意識の向上、安全衛生自主点検の実施とこれに基づく改善だけでなく、さらなる取組の推進が重要です。

そのためには、労働安全衛生関係法令の遵守だけでなく、各種ガイドライン等に基づく取組を計画的に進めていただくことが必要であり、皆さまにはその積極的な推進をお願いいたします。

主な具体的ガイドライン等は、次のとおりです。


労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平 11.4.30）

危険性又は有害性の調査等に関する指針（平 18.3.10）

化学物質等による危険性又は有害性の調査等に関する指針（平 27.9.18）

機械の包括的な安全基準に関する指針（平 13.6.1）

（平 26.3.28）

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン 

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平元.5.22）

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平元.5.22）

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令 2.3.26）

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平 25.3.25）

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平 27.12.7）

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭 63.9.1）

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平 8.10.1）

心理的負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平 27.4.15）

問合せ先 宮城労働局 健康安全課 電話 022-299-8839
仙台労働基準監督署 安全衛生課 電話 022-299-9073

詳細はこちらから
ご覧ください。



様式1

宣言日 令和 年 月 日



事業場名

代表者職氏名

(自筆で署名しましょう)

SafeworK 向上宣言

A large, empty rounded rectangular box intended for the declaration text.

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会



様式3

SafeworK 向上宣言登録シート

宮城労働局労働基準部健康安全課 行

下記のとおり、「SafeworK 向上宣言」を登録し、①から④までの事項及び様式1について宮城労働局ホームページ等への掲載を希望します。

① 登録番号 (登録後付与)	
② 宣言日	令和 年 月 日
③ 事業場名	※ ふりがなを付けて下さい。
業種 (具体的に簡単に記入願います)	
④ 所在地	〒 -
連絡先電話番号	
右事項の□にチェックを入れて下さい。(レ又は■)	<input type="checkbox"/> 様式1「SafeworK 向上宣言」を作成して、事業場内に掲示するなどして社内外に発信しました。 <input type="checkbox"/> 上記宣言に際して労使間で内容を確認しています。 <input type="checkbox"/> 様式2「安全衛生管理自己診断」を実施しました。
右の団体に加入している場合は、□にチェックを入れて下さい。(レ又は■)	<input type="checkbox"/> 中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 港湾貨物運送労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 公益社団法人宮城労働基準協会

※上記登録情報は運営者で共有します。情報共有の可否を選択ください。

同意する ・ 同意しない
(どちらかを○で囲むなどしてください。)